

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年2月20日

岩手県福祉総合相談センター所長 長澤 裕美子

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 福祉総合相談センター清掃業務 1式
- (2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県福祉総合相談センター（盛岡市本町通三丁目19番1号）
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、令和7～9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「清掃（庁舎）」において登録を受けている者であること。
- (3) 入札日現在で、盛岡市内に本社又は支店等を有していること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団、（同条第2項に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目 19 番 1 号
岩手県福祉総合相談センター児童女性部総務課 電話番号 019-629-9600
なお、岩手県公式ホームページから入札説明書をダウンロードすることができます。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和 8 年 3 月 16 日 (月) 10 時 00 分
岩手県福祉総合相談センター 2 階小会議室
- (3) 入札書の提出
入札書は、(2)の日時、場所に持参して提出するものとし、郵送は認めない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和 8 年 3 月 3 日 (火) 午後 5 時までに 3(1)の場所に提出しなければならない。
- (4) 入札への参加
(3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 調達手続の中止
令和 8 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。